

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報整理番号
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

30 N ， N －ビス（2－ヒドロキシエチル）オレアミド (2)－814

(2)－827

(2)－2503

101 N ， N －ジメチルドデシルアミン＝ N －オキシド (2)－198

104 1－ドデカノール (2)－217

121 2－〔（3－ドデカンアミドプロパン－1－イル）（ジメチル）ア (2)－2707

ンモニオ] アセタート

(9)－2027